2025年大阪・関西万博
ライセンシングプログラムのご案内

OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO
2025

2025年6月

【会場外】

2025大阪・関西万博
マスターライセンスオフィス

EXPO2025 OSAKA, KANSAI, JAPAN Master Licensing Office

2025年大阪・関西万博
ライセンシングプログラム

大阪・関西万博のシンボルとして世界中から愛され、
親しんでいただけるよう制作した公式ロゴマーク、公式キャラクター、
デザインシステム、呼称等のライセンスコンテンツ。
これらを、より多くの方々に、広く、
正しく活用していただくためのライセンシングプログラムです。

大阪・関西万博のイメージおよびアイデンティティに加え、
世界に誇る日本の技術、文化、伝統を駆使した良質で多様な商品を広く展開し、
国内外へEXPO2025ムーブメントを巻き起こします。

2025年日本国際博覧会という、わたしたちがもうすぐ出逢える新しい未来。
一人ひとりの個性が躍動しながら集い、繋がり、
そこにはきっと、いのちの輝きがあふれることでしょう。

未来に脈々と語り継がれる万博を象徴するにふさわしい
ライセンス商品に「いのち」を吹き込み、
是非一緒に万博への期待感と機運醸成を高めていきましょう。

ライセンシングプログラム権利の内容

以下の公式ロゴマーク、公式キャラクター、デザインシステム、

呼称を使用して、契約したカテゴリーの商品を製造し、

承認された流通チャネル（一般流通や法人需要等含むがそれらに限らない）において

販売を行うことができます。

公式ロゴマーク

（ミャクミャク／MYAKU-MYAKU）

公式キャラクター

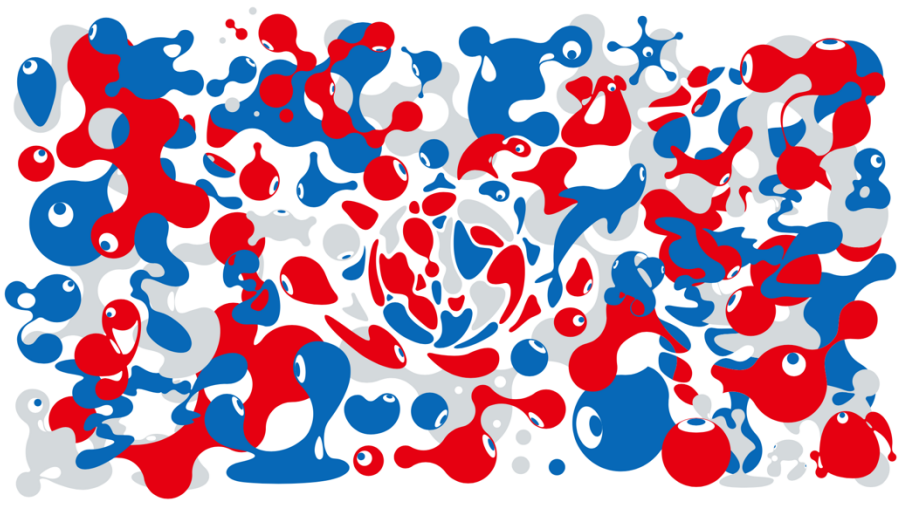

デザインシステム

呼称

「2025年日本国際博覧会」「大阪・関西万博」

「Expo 2025 Osaka, Kansai, Japan」

エントリーについて

※必ずご一読ください。

● **各商品に呼称・ロゴ・キャラクター等をつけて商品化するには、**
各種書類の提出・審査・契約・アプルーバル（承認作業）など、多くのプロセスがございます。

申請プロセス

IP使用問い合わせ書式

本申請書提出
＋申請受付手数料入金

博覧会協会上申→承認

契約書ドラフト確認→締結

IPデータ提供

●IP使用問い合わせ書式についてはできる限り
必要項目ご記載の上提出ください。

●申請にあたっては、各書類の提出や承認の申請を
順番通りに対応いただく必要がございます。
IP使用問い合わせ書式提出後、2025MLOから
連絡がきましたら、すぐに本申請書等の
作業をお願いいたします。
IP使用問い合わせ書式から
契約締結までの期間は
おおよそ６週間ほどとお考えください。

デザインアプルーバル申請

デザインアプルーバル承認

生産前サンプル申請

生産前サンプル承認

（生産前サンプル承認後の）
サンプル

ファイナルサンプル申請

契約締結後に、
MLOよりIPデータの提供させていただきます。

アプルーバル（監修）については
デザイン承認を受けて以降、
各段階での承認を受けてから
商品の製造および販売が可能になります。

上記スケジュールを必ずご確認いただき、
進行について問題ないという場合は
IP使用問い合わせ書式のご提出をお願いいたします。

❶ 販売地域

- 原則国内の販売（実店舗に限らずEC等も含む）となり、海外への販売については、別途相談となります。

❷ カテゴリー

- 契約商品カテゴリーは非独占になります。
- 2025年大阪・関西万博のイメージを損なうおそれのある商品に関しては、許諾が制限される場合があります。

❸ サブライセンス契約

- 2025大阪・関西万博マスターライセンスオフィス(以下、2025MLOという)との契約となります。
- 契約の可否については、必要書類をご提出いただいた後、2025MLOにおいて検討します。
- 2025MLOより公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）の承認を得た後、サブライセンス契約の締結によって最終的条件が確定いたします。

❹ 契約期間

- 契約締結日より、最長で2025年10月13日までとなります。

  ※ 契約期間およびセルオフ期間は個別に契約条件を協議したうえ決定いたします。

❺ ロイヤルティ

基準ロイヤルティ料率	オーバーロイヤルティ料率
メーカー希望小売価格の６％	メーカー希望小売価格の８％

※公式ライセンス商品の製造数量がロイヤルティの対象となります。
※料率はカテゴリーやミニマムギャランティによって相談となります。

- ロイヤルティ額の算定：ロイヤルティ料率×製造数量
  ※ミニマムギャランティ額に到達するまで「基準ロイヤルティ料率×製造数量」で算出します。
  ※ミニマムギャランティ額を超過した後「オーバーロイヤルティ料率×製造数量」で算出します。
- オーバーロイヤルティが発生した場合は、契約書に定められた期日に従って指定する口座に現金（日本円）にてお振込み頂きます。

❻ ミニマムギャランティ(最低保証金額)

- 金額については、ご提出いただく販売計画を勘案し、協議のうえ決定いたします。支払いは契約書に定められた期日に従って指定する口座に現金(日本円)にてお振込み頂きます。

❼ 売上/製造/ロイヤルティ報告

- 売上/製造/ロイヤルティの報告については、別途定める書式に基づき四半期末から契約書に定められた期日以内にご報告頂きます。

❽ セントラルマーケティング資金

- 公式ライセンス商品の広告・PR活動を一括して行う販促支援とライセンシング事業の発展を図る為の業務の活動基金として、メーカー希望小売価格の原則１％ （商品アイテムや展開期間・施策により率の追加等変動する場合がございます。）を、別途「セントラルマーケティング資金」として徴収させていただきます。セントラルマーケティング資金は、ロイヤルティ(ミニマムギャランティ含む)のお支払い時に指定の口座に別途お支払い頂きます。

※カテゴリーやミニマムギャランティによって相談となります。

❾ 申請受付手数料

- 申請受付手数料として、５万円徴収させていただき、指定の口座に別途お支払い頂きます。

❿ 税金、振込み手数料

- ロイヤルティ、申請受付手数料、セントラルマーケティング資金は、別途消費税をお支払い頂きます。
- 振込み手数料は、振込者さまのご負担でお願いいたします。

⓫ アプルーバル

- 全ての公式ライセンス商品は、協会所定のデザインマニュアル及び応用デザインマニュアルに合致し、2025年大阪・関西万博のイメージを損なわないスタイル、品質である事、並びに、法令遵守、SDGsへの配慮が必要です。協会の定めたガイドラインに従い、所定の書式とともに、商品製造の全ての過程(①企画デザイン、②プリプロダクションサンプル、③最終サンプル)での2025MLOの書面による事前承認が必要です。サンプルが承認されて初めて量産が可能となります。また、アプルーバルは、商品の他、パッケージ、タグ、広告宣伝物等も対象となります。

⑫ 製造

- サブライセンシーはサブライセンス契約で付与された権利をサブライセンスすることはできません。
- 公式ライセンス商品の製造にあたり、協会が策定する調達コード(環境、労働、品質等)を遵守していただくことになります。2025MLOの事前承認を得て、第三者に製造を委託する場合には、当該製造業者にもガイドラインの遵守が義務付けられることになります。
- 製造国については、別途確認が必要となります。
- 喫煙具など、大阪・関西万博では製造・販売できない商品ルールがありますので、お問い合わせください。

⑬ 偽造防止措置

- 偽造防止措置のため全ての公式ライセンス商品は、パッケージ、タグ等の偽造防止措置に関わる基準、仕様及びデザインマニュアル、応用デザインマニュアルを遵守するとともに、2025MLOが指定した証紙を貼付のうえ販売して頂きます。なお、ホログラムステッカーは2025MLO指定のプロバイダーよりご購入いただきます。

⑭ 総合賠償責任保険

- 公式ライセンス商品は、その業界における最高水準の安全性に留意して製造いただくとともに、特に消費者保護の観点から、適切かつ十分な製造物責任保険を含む、総合賠償責任保険に加入する事が義務付けられております。なおこの保険で、協会、2025MLO等を被保険者に追加していただきます。

⑮ 販売及び小売業者に関するガイドライン

- 公式ライセンス商品を販売する自社ストア(オンライン含む)や公式ライセンス商品を販売頂く小売業者及び第三者の販売業者に対しては、協会が定める販売に関するガイドラインを遵守していただく必要があります。また、2025MLOの許諾なく大阪・関西万博をテーマとした特設売り場を開設したり、「オフィシャルショップ」等の名称を使用することはできません。
- 公式ライセンス商品は、自社の他の商品・サービス及び第三者の商品・サービス等と抱き合わせた販売や広告等に利用したりすることはできません。また、そのような利用のおそれのある第三者に販売することはできません。

⑯ 流通・販売計画及びマーケティング情報

- IP使用申請書の提出時に所定の販売計画書を提出して頂きます。流通は一般的な百貨店、量販店、専門店などの小売り流通のほか、通信販売、テレビショッピングなどの無店舗販売を含みます。
  また、サブライセンシーは、契約期間中、公式ライセンス商品に関する企画・需要販売動向の各種マーケティング情報を、2025MLOに提出する必要があります。

⑰ 広告宣伝の注意事項

- 公式ライセンス商品の広告・宣伝活動は、商品と同様、事前の承認を必要とします。
- サブライセンシーに許諾されている権利は、あくまで契約で承認された流通チャネルで販売される公式ライセンス商品の広告・宣伝であり、自社を宣伝ＰＲするような出展・協賛企業と混同する行為は認められません。
- 企業名は製造元を明らかにすることを目的とし、企業ロゴ等は使用せず必要最小限の大きさで表示していただきます。

⑱ 申請提出書類

1. IP使用申請書(商品)	2. IP使用誓約書	3.販売計画書
4.製造工場 および製造委託先申請書	5.新規取引登録書式	6.会社概要および直近3か年 の決算内容が判る資料※
7.登記簿謄本（実在性証明の為）		

※賃借対照表(BS)、損益計算書(PL)、株主資本等変動計算書

⑲ 2025大阪・関西万博オリジナルマーチャンダイズ(OMD)商品

- 2025大阪・関西万博オリジナルマーチャンダイズ商品は、2025MLOが展開する商品で、2025年大阪・関西万博商品市場を開拓するために、他のライセンス商品に先駆けて市場投入し、消費者の関心を掘り起こすとともに需要動向等のマーケティング情報を収集し2025年大阪・関西万博ライセンシングプログラム全体の活性化を図るものです。
  商品展開規模は、市場を活性化する企画商品を中心に多品種小ロットで基本展開し、パイロット商品(アンテナショップ)として役割を担います。

⑳ 2025大阪・関西万博マスターライセンスオフィス(2025MLO)

- 協会から業務委託を受け、協会IPの使用権・再許諾権を管理します。

2025大阪・関西万博
マスターライセンスオフィス
EXPO2025 OSAKA, KANSAI, JAPAN Master Licensing Office

〒530-0001　大阪市北区梅田3-1-3

E-mail：info@expo2025mlo.jp

平日のみ　10:00～17:00
（土・日・祝日・お盆休み・年末年始は除く）